平成２６年（フ）第１４１号
愛知県豊川市古宿町中通87番地の２　ガーデンコートＥＬＬＥ206号
債務者　鈴木　雅之
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月６日午後２時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１２９２号
神奈川県藤沢市亀井野965番地の６　コスモＡｏｉ六会日大前２Ｃ号室
債務者　堀川　重人
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５１号
愛知県安城市東端町南用地３番地45　ファーストリバーＢ―14、前住所愛知県西尾市吉良町富好新田四縄34番地
債務者　湯本　洋一
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午後３時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４５２号
東京都日野市落川1415番地都営落川アパート２―202
債務者　菅野　隆子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５５２号
東京都三鷹市上連雀６丁目15番６―202号
債務者　眞下　香織
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５８６号
東京都狛江市西和泉２丁目９番204号
債務者　杉元　康彦
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３２８号
岡山市中区江並176番地23、旧住所岡山市中区平井６丁目22番16号
債務者　大塚　紀子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０号
大分県豊後高田市森885番地５　市営森住宅２Ａ―２棟213号
債務者　長谷雄　香
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第９４号
長崎県佐世保市星和台町16番12号
債務者　分藤　洋子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
長崎県佐世保市指方町3438番地、前住所長崎県佐世保市木風町1393番地29
債務者　山田　洋一
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１００号
名古屋市天白区土原４丁目801番地
破産者　野原工業株式会社
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４５９号
札幌市中央区大通西２丁目５番地１　都心ビル
破産者　マルト渡邉株式会社
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２０号
川崎市川崎区日進町13番地19
破産者　京浜工業株式会社
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
北海道登別市若草町２丁目15番地４
破産者　株式会社Ｄ―Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成26年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
東京都小平市鈴木町１丁目166番地の３マンションシンフォニー21　201号
破産者　伊藤　利英
1　決定年月日　平成26年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１６６号
神戸市中央区相生町４丁目７番18号
破産者　株式会社ホテル神戸四州園
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２３６号
東京都八王子市上川町4005番地
破産者　株式会社あずま
1　決定年月日　平成26年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部